

令和6年4月30日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第405号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

1. 【畜産経営者の皆様へ】牛の胎児についても画像による死亡廃用共済の損害確認ができるようになりました！
2. 果樹を栽培している農業者の皆様へ ～農業保険（収入保険又は果樹共済）に加入しましょう！～
3. 知るほど便利、マイナンバーカード！！～農林漁業者向けマイナンバーカード利活用促進パンフレットを作成しました～
4. 令和5年度飼料自給率向上緊急対策事業の二次公募について
5. 畜産農家、飼料生産組織の皆さん！地域計画の話し合いに参加しませんか！
6. （みどり戦略技術紹介）露地ショウガの根茎腐敗病多発ほ場における低濃度エタノール等を利用した低環境負荷土壌消毒技術

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

1. 【畜産経営者の皆様へ】牛の胎児についても画像による死亡廃用共済の損害確認ができるようになりました！

これまで、牛の死亡時に農業共済組合が行う死亡廃用共済の損害認定については、胎児を除いた牛の死亡事故に対し、画像による損害確認が行われていましたが、令和6年4月1日、家畜共済損害認定準則の一部改正が行われ、牛の胎児についても現地確認に代えて画像による損害確認が可能になりました。

なお、廃用事故については、引き続き現地確認が必要です。

詳しく知りたい方は、お近くの農業共済組合等へお問い合わせください。

◇ 農業共済組合等の相談窓口はこちら（全国農業共済組合連合会 HP）

→ <https://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>

◇ お問い合わせ先

農林水産省経営局保険監理官付家畜班（担当：古庄、小林）

TEL：03-3501-3709（直通）

2.【果樹を栽培している農業者の皆様へ ～農業保険（収入保険又は果樹共済）に加入しましょう！～】

◆ 農業保険（収入保険又は果樹共済）に加入しましょう！

令和7年産の果樹共済の加入申込が始まっています。

昨年は4月頃、東日本を中心に、発芽期、展葉期、開花期に降霜、低温に遭遇したことにより、新梢、花芽、花器が枯死、損傷し、なし、かき、りんご等に結実不良・変形果・サビ果など、大きな被害が発生しました。また、降ひょうにより幼果や収穫期の果実が損傷する被害や、夏季の長雨により防除効果が薄れ病虫害が発生したり、台風や豪雨により果実の落果や品質の低下が近年度々発生しています。

このような自然災害から経営を守るため、農業保険（収入保険又は果樹共済）に加入しましょう！

◆ 収入保険がおすすめです！

青色申告を行っている方は、収入保険に加入することもご検討下さい。自然災害に加え、価格の低下も含めた販売収入の減少も幅広く補償します！

この場合、まずは果樹共済に加入いただき、その後、令和7年から収入保険へ切り替えていただくと、果樹共済の掛金は全額返還されますので無駄になりません。

◆ 果樹共済では、全相殺減収方式への加入をおすすめしています！

白色申告の帳簿を用いることで、どなたでも全相殺減収方式に加入いただけます。

全相殺減収方式は、収穫量の2割を超える減収があった場合に補償され、出荷資料または税務申告の書類・帳簿の収穫量により共済金が算定されるので、査定が明快です。

これまで、半相殺方式に加入されていた方も、この機会に、ぜひ全相殺減収方式への加入をご検討ください。

詳しく知りたい方は、「◇農業共済について詳しくはこちら」、「◇収入保険について詳しくはこちら」をご覧ください。お近くの農業共済組合等へお問い合わせください。

◇ 農業共済について詳しくはこちら（農林水産省 HP）

→ <https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html>

◇ 収入保険について詳しくはこちら（農林水産省 HP）

→ <https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

◇ 農業共済組合等の相談窓口はこちら（全国農業共済組合連合会 HP）

→ <https://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>

◇ お問い合わせ先

農林水産省経営局保険監理官付果樹班（担当：花本、丸山）

TEL：03-3502-8565（直通）

3.【知るほど便利、マイナンバーカード！！～農林漁業者向けマイナンバーカード利活用促進パンフレットを作成しました～】

農林水産省では、農林漁業者の皆様を対象に、マイナンバーカードの様々なメリットをまとめたパンフレットを作成しました！

マイナンバーカードがあれば、

(1)過去に処方された薬剤情報や特定健診等情報の連携に同意すると、データに基づくより良い医療が受けられる。

(2)手続なしで高額療養費制度の限度額を超える支払が免除される。

(3)休日も含む毎日6時30分から23時までコンビニ（一部スーパーや薬局を含む）で、住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できる。

（※市区町村によりサービス内容が異なります。）

(4)公金受取口座の登録により、被災時等の緊急時に支払われる給付金が迅速に受け取れる。

(5)農林水産省の行政手続をオンラインで申請できる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）利用者登録時の本人確認に使える。

など、様々なメリットがあります！

さらに、スマートフォンをお持ちの方は、「マイナポータル」アプリをインストールし、マイナンバーカードを認証することで、

(6)健診情報の確認ができる。

(7)お薬手帳がなくても薬剤情報の確認ができる。

(8)自宅で e-Tax による医療費控除やふるさと納税の寄附金控除等の確定申告手続きができる（一部、手続できない場合もあります）。

(9)年金記録の確認や将来の年金見込額の試算ができる。

など、さらにできることが増えます！！

マイナンバーカード、もっと使ってみませんか？

◇ パンフレットはこちらから（農林水産省 HP）

→ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/kozin_zyoho/attach/pdf/index-51.pdf

◇ 農林漁業者のみなさまへ向けたマイナンバーカードの利活用促進について（農林水産省 HP）

→ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/kozin_zyoho/

◇ お問い合わせ先

農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ情報管理室（担当：個人情報保護班）
TEL：03-6738-6161（直通）

4.【令和5年度飼料自給率向上緊急対策事業の二次公募について】

飼料自給率向上緊急対策事業の事業実施主体の二次公募を開始しました。
事業者の皆様におかれましては、応募の検討をよろしくお願いします。

◆ 公募対象事業

飼料自給率向上緊急対策事業のうち

- (1) 耕畜連携国産飼料利用拡大対策
- (2) 生産組織の規模拡大等支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援
- (3) 生産組織の規模拡大等支援のうち新飼料資源の利用拡大
- (4) 飼料増産活性化対策のうち中山間地域飼料増産活性化対策
- (5) 国産飼料広域供給対策のうち広域供給対策
ア 広域供給推進・広域供給対策
- (6) 国産飼料広域供給対策のうち流通体制の構築
- (7) 広域流通拠点の整備

◆ 公募期間

令和6年4月12日(金)～令和6年5月7日(火) 17時(必着)

◇ 令和5年度飼料自給率向上緊急対策事業（令和5年度補正予算（第1号））の二次公募について（農林水産省 HP）

→ https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/chikusan/240412_230-1.html

◇ お問い合わせ先

農林水産省畜産局 飼料課（担当：草地整備計画調整班）
TEL：03-6744-2399（直通）

5.【畜産農家、飼料生産組織の皆さん！地域計画の話し合いに参加しませんか！】

いま、市町村では「地域計画」づくりを進めています。この地域計画とは、農業者や地域のみなさんが話し合いで作る、将来、どの農地で誰が何を作るのかを示した地域農業の設計図です。

この地域計画の話し合いに、畜産農家やコントラクター（飼料生産組織）の皆さんも参加し、家畜にはどのような飼料が必要か、地域ではどのような飼料作物が生産できるか、空いた農地を飼料生産に活用できないかなどを話し合ってみませんか。飼料作物は、食用の作物よりも手間をかけず農地を活用できる、輪作に組み込むことで、連作障害の回避や土づくり効果があるといった

メリットがあります。人手や土地の確保が難しくなっている中で、地域計画の話し合いに参加し、農地の維持・活用や地域の将来を考える上で、飼料作物生産も有力な選択肢になると思います。ぜひご協力いただけますと幸いです。

市町村によっても話し合いの進め方やスケジュールは異なります。市町村のホームページなどで、話し合いの日時や場所を公表しているので、「農業 地域計画」「農業 協議の場」などで検索して、みなさんもぜひ参加してみませんか。

◇ 飼料作物も含めた地域計画の詳細についてはこちら（農林水産省 Web）

→ https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/chiiki_keikaku/portal.html

◇ お問い合わせ先

飼料作物も含めた地域計画について：農林水産省畜産局飼料課（担当：草地整備計画調整班）

TEL：03-6744-2399（直通）

個別の話し合いや地域計画について：最寄りの市町村にお問合せください。

6.（みどり戦略技術紹介）露地ショウガの根茎腐敗病多発ほ場における低濃度エタノール等を利用した低環境負荷土壌消毒技術

本技術紹介では、みどりの食料システム戦略に貢献する技術を、「みどりの食料システム戦略」技術カタログから毎月一回ご紹介します。

今回ご紹介するのは、露地ショウガの根茎腐敗病多発ほ場における低濃度エタノール等を利用した低環境負荷土壌消毒技術です。

露地ショウガは、土壌伝染性病害である根茎腐敗病の発生により、しばしば甚大な被害が生じます。そこで、休耕中の夏期に低濃度エタノールを利用した土壌還元消毒法または石灰窒素を用いた太陽熱消毒を行う技術を開発しました。

本技術を用いることで、慣行の土壌消毒と比較して次作の発病株率の減少及びクロロピクリン等の化学農薬の使用量削減が期待されます。

本技術の詳しい情報については、みどり技術カタログをご覧ください。

◇詳しくはこちら

「みどりの食料システム戦略」技術カタログ(分割版：露地野菜) P. 2

露地ショウガの根茎腐敗病多発ほ場における低濃度エタノール等を利用した低環境負荷土壌消毒技術の確立

→

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/midori_catalog_vege.pdf#page=2

「みどりの食料システム戦略」技術カタログ

→ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/catalog.html>

